三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛知県新城市中宇利字大幡五の三から五の五まで、五の一〇、五の二四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大幡五の三から五の五まで・五の一〇・五の二四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県富山市東猪谷字中山割一の七、二の二から二の一〇まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県下新川郡朝日町南保字大平一五から一七まで、字屋敷九から一二まで、一四、字谷田五九六二から五九六七まで、五九八〇、五九八二の一から五九八二の三まで、五九八三から五九八五まで、五九八七、五九九〇、五九九八、五九九九、六〇〇二の一から六〇〇二の三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市米沢字一ノ沢三三二の一、三三二の三、三三四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市中条字大葛原庚一二一一から庚一二一三まで、庚一二三五の丑、庚一二三六、庚一二四一から庚一二四四まで、庚一二四三の子、庚一二四七、庚一二四八、庚一二五一、庚一二七一、庚一二七二の丑、庚一二七二の辰、庚一二七七、庚一二七七の子、庚一二七九の子、庚一二七九の丑、庚一二八〇の子、庚一二八一から庚一二八四まで、庚一二八二の子、庚一二八五の子、庚一二八六、庚一二八六の子、庚一二八六の丑、庚一二八六の卯、庚一二八六の辰
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市明星寺字河内八五三の一、八五四の一、八五四の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字河内八五三の一・八五四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字中元寺字田ノ本下ノ平七七八の一〇七・七七八の一〇八・七七八の一二一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備